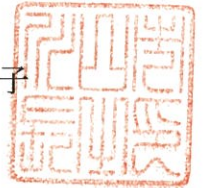


川産労発第59号
令和8年3月27日

川口市監査委員 西原 信一郎 様
同 金井 洋 様
同 関 由紀夫 様
同 飯塚 孝行 様

川口市長 岡村 ゆり子



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和6年12月26日執行の経済部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

財産管理について（SKIPシティ整備室・現：産業労働政策課）

SKIPシティ整備室の備品管理において、川口市財産規則に則って行われていないものが多数見受けられたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

講じた措置の内容

川口総合文化センター・リリアの改修工事に伴い、保管場所として当該施設の什器が大量にあったことから、一部の備品は措置ができておりませんでした。令和8年1月に当該什器が撤去されたため、すべての備品の確認を行い、登録されていない備品について備品登録を行いました。

今後は、川口市財産規則に則って適正に事務を執行して参ります。

